

不法投棄撲滅アクションプラン

平成16年6月15日
環 境 省

1. 不法投棄の現状

不法投棄の件数及び投棄量

新たに確認される産業廃棄物の不法投棄は、**近年40万 前後 (1,000件前後)**で推移。
・15年度当初の全国の不法投棄残存総量は、約1,096万 t(約2,500件)。

不法投棄による影響

不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染等の**環境面での影響**はもちろん、原状回復費用(香川県豊島 総額447億円、青森 岩手県境 総額655億円)等の**経済的損失**をもたらすほか、周辺地域のコミュニティも破壊する等、**社会的な影響**も極めて大きい。

2. アクションプランのねらい

- ・不法投棄がもたらす様々な影響を考えれば、その**未然防止を図ることが不可欠**。
- ・このため、従来より講じてきた罰則の強化等の措置に加え、**廃棄物の処理の流れに即した各段階での総合的な対策 (アクションプラン)**が必要。
- ・これにより、不法投棄対策の当面の目標である「**5年以内に早期対応により大規模事案 (5000トンを超えるもの) をゼロとする。**」の実現を目指す。

3. アクションプランのポイント(3つの視点)

地域における意識の向上 → 身近な散乱ごみ対策の強化 (破れ窓理論の応用)

・分別収集ガイドラインの策定、日常生活や引越時等におけるごみ減量化の推進 等

廃棄物処理体制の強化 → 受け皿の確保と廃棄物処理システムの透明性の向上

・車両へのステッカー貼付、行政処分徹底、国境を越える廃棄物移動の適正化
処理施設の効率整備に向けた国の支援の充実、処分場の安全対策の強化 等

制度を支える人材の育成 → 優良処理業者の育成や行政における体制整備

・評価基準の策定と税制措置等による優良処理業者の育成
・指導員の派遣・産廃アカデミー等による国と地方の人材育成
・地方環境対策調査官事務所の充実 強化や、不法投棄ホットラインの整備等を通じた環境監視 (環境パトロール) 活動や現場での即応体制の強化 等

本アクションプランについては、今後関係省庁等の理解を得つつ推進していくものである。
また、実施に際しては「最終処分場確保等の廃棄物対策に関する関係省庁連絡会議」等も活用。

不法投棄撲滅アクションプラン

(平成16年6月 環境省)

地域における意識の向上 : 身近な散乱ごみ対策の強化 (破れ窓理論の応用)
 廃棄物処理体制の強化 : 受け皿の確保と廃棄物処理システムの透明性の向上
 制度を支える人材の育成 : 優良処理業者の育成や行政における体制整備

	排出時	適正処理		不法投棄
		収集・運搬	処分	
身近な散乱ごみへの対応 (一般廃棄物)	家庭ごみの減量化 日常生活や多量排出時(引越時、イベント時等)におけるごみの減量化推進(ごみゼロ運動等の普及啓発活動、エコ・コミュニティ事業の強化等)ガイドラインの策定等を通じた分別収集の徹底 家電リサイクルシステムの強化	受け皿の確保 国の支援による処理施設の一層の整備 財政面 (効率的整備に向けた国の支援の充実) 技術面 (事故への対応、廃止処分場のリスク管理) 規制の合理化	散乱ごみ対策 地域住民、NGO等と連携した地域美化清掃活動の強化	
大量に不法投棄される廃棄物への対応 (産業廃棄物)	廃棄物の流れの把握等を通じた透明性の向上と原因者責任の追及、行政処分の徹底 IT技術を活用した電子マニフェスト制度の充実 産廃運搬車両へのステッカー貼付の義務付け 国・地方が連携した全国一斉点検の実施 国境を越える廃棄物の移動の適正化 優良処理業者の育成と排出事業者による活用 評価基準の策定と税制等による差別化 暴力団の排除	最終処分場の残存容量の把握 三処分場の規制強化	罰則の強化 硫酸ピッチ等の不適正保管 目的犯の創設 全国の不法投棄状況の把握の徹底	
	行政における体制の整備 国と地方の人材育成 (指導員派遣制度 産廃アカデミーの創設、地方への情報提供の充実や助言体制の強化) 環境監視(環境パトロール)活動や現場での即応体制の強化 (地方公共団体との連携強化、地方環境対策調査官事務所の充実 強化、不法投棄ホットラインの整備)			

産業廃棄物不法投棄ホットラインの設置について

平成16年6月
環境省

大量の産業廃棄物の不法投棄など緊急に対応を要する事案についての情報を国民から直接受ける窓口として、環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室に、次のとおり、通報専用のメールボックス及びFAXを設けます。

メールアドレス

sanpai110@env.go.jp (産廃110番)

FAX番号

0120 - 537 - 381 (ゴミなし産廃)

- ・ 上記アドレス及び番号は、6月16日から使用できます。
- ・ なお、メールアドレス及びFAX番号は、各都道府県市の窓口情報とあわせて、環境省ホームページに速やかに掲載する予定です。